

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

当行の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成23年9月期 (平成23年9月30日)	平成24年9月期 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	44,682	29,516
コールローン	10,000	46,900
商品有価証券	228	229
有価証券	296,322	315,719
貸出金	902,591	920,601
外国為替	507	533
その他資産	6,404	8,239
その他の資産	—	8,239
有形固定資産	17,180	16,850
無形固定資産	1,156	709
繰延税金資産	4,770	4,859
支払承諾見返	7,817	6,710
貸倒引当金	△ 14,999	△ 6,716
投資損失引当金	—	△ 570
資産の部合計	1,276,663	1,343,582
<b>負債の部</b>		
預金	1,190,867	1,257,109
譲渡性預金	2,500	5,303
借入金	8,700	6,220
外国為替	10	17
社債	5,800	5,800
その他負債	4,707	4,746
未払法人税等	74	87
資産除去債務	112	98
その他の負債	4,520	4,560
退職給付引当金	3,482	3,482
睡眠預金払戻損失引当金	247	197
再評価に係る繰延税金負債	2,707	2,282
支払承諾	7,817	6,710
負債の部合計	1,226,840	1,291,869
<b>純資産の部</b>		
資本金	17,700	17,700
資本剰余金	24,178	24,176
資本準備金	15,641	15,641
その他資本剰余金	8,536	8,535
利益剰余金	6,123	6,800
利益準備金	235	378
その他利益剰余金	5,887	6,421
繰越利益剰余金	5,887	6,421
自己株式	△ 1	—
株主資本合計	47,999	48,676
その他有価証券評価差額金	△ 1,963	△ 933
土地再評価差額金	3,787	3,968
評価・換算差額等合計	1,823	3,035
純資産の部合計	49,823	51,712
負債及び純資産の部合計	1,276,663	1,343,582

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成23年9月期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年9月期 (平成24年4月 1日から 平成24年9月30日まで)
<b>経常収益</b>	12,350	12,913
<b>資金運用収益</b>	10,686	10,545
(うち貸出金利息)	9,204	8,784
(うち有価証券利息配当金)	1,451	1,725
<b>役務取引等収益</b>	1,442	1,366
<b>その他業務収益</b>	125	721
<b>その他経常収益</b>	95	280
<b>経常費用</b>	11,369	12,170
<b>資金調達費用</b>	1,027	967
(うち預金利息)	888	819
<b>役務取引等費用</b>	836	802
<b>その他業務費用</b>	153	575
<b>営業経費</b>	8,482	8,216
<b>その他経常費用</b>	868	1,607
<b>経常利益</b>	980	743
<b>特別利益</b>	137	—
<b>固定資産処分益</b>	6	—
<b>貸倒引当金戻入益</b>	128	—
<b>その他の特別利益</b>	1	—
<b>特別損失</b>	47	13
<b>固定資産処分損</b>	16	3
<b>減損損失</b>	31	9
<b>税引前中間純利益</b>	1,069	730
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	17	59
<b>法人税等調整額</b>	△ 5	△ 95
<b>法人税等合計</b>	12	△ 35
<b>中間純利益</b>	1,057	765

## 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成23年9月期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年9月期 (平成24年4月 1日から 平成24年9月30日まで)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	17,700	17,700
当中間期変動額		
当中間期末残高	17,700	17,700
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	15,641	15,641
当中間期変動額		
当中間期末残高	15,641	15,641
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	8,536	8,536
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	△ 1
当中間期変動額合計	—	△ 1
当中間期末残高	8,536	8,535
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	24,178	24,178
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	△ 1
当中間期変動額合計	—	△ 1
当中間期末残高	24,178	24,176
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	162	307
当中間期変動額		
利益準備金の積立	73	71
当中間期変動額合計	73	71
当中間期末残高	235	378
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,254	6,075
当中間期変動額		
利益準備金の積立	△ 73	△ 71
剰余金の配当	△ 367	△ 356
中間純利益	1,057	765
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	632	346
当中間期末残高	5,887	6,421
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	5,417	6,382
当中間期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	△ 367	△ 356
中間純利益	1,057	765
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	705	417
当中間期末残高	6,123	6,800
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△ 1	△ 1
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 0	△ 0
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	1
当中間期変動額合計	△ 0	△ 1
当中間期末残高	△ 1	—
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	47,294	48,259
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 367	△ 356
中間純利益	1,057	765
自己株式の取得	△ 0	△ 0
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	705	417
当中間期末残高	47,999	48,676

(単位：百万円)

	平成23年9月期 (平成23年4月 1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年9月期 (平成24年4月 1日から 平成24年9月30日まで)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	△ 493	△ 149
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,470	△ 784
当中間期変動額合計	△ 1,470	△ 784
当中間期末残高	△ 1,963	△ 933
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	3,803	3,977
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 15	△ 8
当中間期変動額合計	△ 15	△ 8
当中間期末残高	3,787	3,968
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	3,310	3,828
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,486	△ 792
当中間期変動額合計	△ 1,486	△ 792
当中間期末残高	1,823	3,035
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	50,604	52,087
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 367	△ 356
中間純利益	1,057	765
自己株式の取得	△ 0	△ 0
自己株式の処分	—	0
土地再評価差額金の取崩	15	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,486	△ 792
当中間期変動額合計	△ 780	△ 375
当中間期末残高	49,823	51,712

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 重要な会計方針（平成24年度中間期）

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：15年～50年  
その他：3年～6年  
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）  
当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。  
これによる損益に与える影響額は軽微であります。  
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。  
(3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 繰延資産の処理方法  
株式交付費  
3年間の均等償却を行っており、年間償却見込額に12分の6を乗じた額を計上しております。  
社債発行費  
社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しており、年間償却見込額に12分の6を乗じた額を計上しております。  
なお、繰延資産はその他資産に含めて計上しております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

## 追加情報（平成24年度中間期）

(自己株式（第三種優先株式）の取得・消却について)  
当行は、平成24年9月14日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）に基づき、株式会社整理回収機構にお引受け付いております当行第三種優先株式の全部について、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款に基づく取得及び同法第178条に基づく消却を行うことを決議いたしました。  
なお、当行は、平成24年10月1日に株式会社山台銀行と共同持株会社を設立したことから、当行の完全親会社である「株式会社じもとホールディングス」（以下「じもとホールディングス」といいます。）が当行第三種優先株式の株主となりました。したがって、当行が実施する当行第三種優先株式の取得は、じもとホールディングスが全株保有する当行第三種優先株式を対象とすることとなります。

(第三者割当による優先株式発行について)  
当行は、金融機能強化法附則第9条第1項に基づき、じもとホールディングスの発行する株式の引受けに係る申込みを行っていましたが、平成24年9月13日、金融庁において、かかる株式の引受けが決定され、また、かかる決定を受けて、平成24年9月14日開催の当行取締役会において、じもとホールディングスに対する当行第四種優先株式（200億円）及び当行第五種優先株式（100億円）の発行を決議いたしました。

## 注記事項（平成24年度中間期）

- 中間貸借対照表関係  
(1) 関係会社の株式又は出資金の総額  
株式 5,883百万円  
出資金 一百万円  
(2) 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。  
破綻先債権額 1,325百万円  
延滞債権額 29,843百万円  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
(3) 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。  
3カ月以上延滞債権額 一百万円  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  
(4) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。  
貸出条件緩和債権額 4,339百万円  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。  
(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。  
合計額 35,508百万円  
なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。  
10,894百万円  
(7) 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
現金預け金 5百万円  
現預証券 20,133百万円  
計 20,139百万円  
担保に対応する債務  
預金 1,051百万円  
借入金 5,920百万円  
上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、次のものを差し入れております。  
有価証券 13,971百万円  
また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。  
保証金 542百万円  
(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。  
融資未実行残高 68,657百万円  
うち契約残存期間が1年以内のもの 60,245百万円  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行

